

松戸市市民交流会館の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続きに関する条例（平成18年条例第24号）第5条第1項の規定に基づき、松戸市市民交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地
松戸市市民交流会館（文化施設） 松戸市新松戸七丁目192番地の1
松戸市市民交流会館（運動施設） 松戸市新松戸五丁目179番地の1
- 2 指定管理者となる団体
東京ドームグループ
【代表団体】
東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドーム
代表取締役社長 長岡 勤
【構成団体】
千葉県松戸市本町8番地の3
松戸公産株式会社
代表取締役社長 今岡 裕継
【構成団体】
東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドームファシリティーズ
代表取締役社長 山田 幸雄
- 3 指定管理の期間
令和2年8月1日から令和6年7月31日まで（4年間）
- 4 選定理由
指定管理者候補者審査委員会にて審査した結果、応募3団体の中で最も高い評価点を獲得したため。

5 選定審査手順

- ・申請書類受付
令和元年9月6日（金）

- ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回：令和元年10月3日（木）
第2回：令和元年10月4日（金）
第3回：令和元年10月11日（金）

- ・指定管理者候補者審査結果答申
令和元年10月11日（金）（審査委員会→市長）

- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和元年12月4日（水）

- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和元年12月20日（金）

- ・指定管理者の告示
令和2年1月6日（月）

- ・指定管理者への指定の通知
令和2年1月6日（月）